第明三治二十五種郵便物認可
△
○
○

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１４号
新潟県佐渡市両津湊264―１
債務者　佐藤喜好乃
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第１６０号
長野市篠ノ井布施高田226番地３
債務者　柳原　瑛知
１　決定年月日時　平成27年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０６号
沖縄県那覇市久米２丁目10番８号　新垣ビル305
債務者　志多伯哉子
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１０９号
北海道苫小牧市元中野町２丁目20番13号
債務者　菊地真由美
１　決定年月日時　平成27年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１０１号
青森県八戸市柏崎１丁目15番３号　第一やまね荘２号室
債務者　山辺ゆみ子
１　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字冷水３番地５　コーポ田中Ｂ号室、前住所青森県三戸郡南部町大字小向字馬場坂31番地１
債務者　伏葉　康子
１　決定年月日時　平成27年10月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第２５９号
茨城県水戸市平須町1885番地の12
債務者　千葉　一成
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２８０号
茨城県久慈郡大子町大字池田1925番地１　町営池田住宅38号
債務者　益子雄一郎
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２８１号
茨城県久慈郡大子町大字池田1925番地１　町営池田住宅38号
債務者　益子　響子（旧姓渡邊）
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４２号
千葉県いすみ市若山860番地１
債務者　加藤　　正
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
千葉県いすみ市若山860番地１
債務者　加藤えり子
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
千葉県茂原市高師町３丁目１番地５（ソレイユ高師）
債務者　藤城　徹男
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
千葉県長生郡長生村七井土1612番地231（エンジェルハイツ２―201）
債務者　岸野　京子
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
千葉県木更津市日の出町100番地264　26号
債務者　能城賢一郎
１　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第７９号
千葉県君津市郡３丁目13番26号
債務者　大柿　龍朗
１　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１６１号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2922番地13　メゾン・ド・タナカ405
債務者　片桐　有紀
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
長野市三輪２丁目35番15号
債務者　篠原　邦雄
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　長野地方裁判所民事部破産係